

小金井市葬祭場の設置及び管理運営に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内における葬祭場の設置及び管理運営に関し、必要な行政指導内容を定め、事業者及び近隣関係住民等に協力を求めることにより、葬祭場の設置及び管理運営に伴う紛争を未然に防止し、もって良好な居住環境の維持及び形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 葬祭場 業として葬儀を行うことを主たる目的とした集会施設をいう。
- (2) 葬祭場の設置 葬祭場の新築もしくは増築又は既存の建築物の全部もしくは一部の用途を変更して葬祭場にすることをいう。
- (3) 事業者 葬祭場の建築主、所有者及び管理者をいう。
- (4) 近隣関係住民等 葬祭場の敷地境界線からの水平距離が当該葬祭場の高さの2倍又は50メートルのうち、いずれか大きい距離の範囲内に土地を所有する者又は建築物の全部もしくは一部を所有し、もしくは占有する者及び当該範囲の全部又は一部をその区域とする町内会又は自治会等を代表する者をいう。

(事業者の遵守事項)

第3条 事業者は、葬祭場の設置及び管理運営に当たっては、その周辺地域の生活環境に及ぼす影響について十分に配慮するとともに、当該葬祭場の設置及び管理運営に伴う紛争の防止並びに良好な居住環境の維持及び形成に関し、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(葬祭場の設置に関する届出及び事前協議)

第4条 事業者は、葬祭場の設置をしようとするときは、事前届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、かつ、その計画の内容並びに第9条及び第10条に定める事項について協議するものとする。

- (1) 葬祭場設置計画概要書（様式第2号）
- (2) 葬祭場の管理運営に関する調書（様式第3号）
- (3) 案内図
- (4) 公図の写し
- (5) 敷地面積計算書及び建築面積計算書

(6) 土地利用計画図及び配置図

(7) 各階平面図、立面図及び断面図

2 事業者は、前項の規定による協議が整った場合は、速やかに、協定書により市長と協定を締結するものとする。

(標識の設置)

第5条 事業者は、前条第1項の規定による届出をしたときは、葬祭場の設置計画の概要を周知させるための標識（以下「標識」という。）を設置し、かつ、その旨を市長に報告するものとする。この場合において、小金井市まちづくり条例（平成18年条例第2号。以下「まちづくり条例」という。）第40条第1項の標識（以下「まちづくり条例標識」という。）を設置したときは、まちづくり条例標識を標識とみなす。

2 前項の標識の設置期間は、次に掲げる日のうち最も早い日の少なくとも30日前から当該葬祭場の設置後に営業（当該葬祭場を賃借する者が営業する場合を含む。以下同じ。）を開始する日の前日までとする。

(1) 葬祭場の建築確認に係る申請をしようとする日

(2) 葬祭場の設置に係る工事に着手する日

(3) 葬祭場の営業を開始する日

3 前2項に定めるもののほか、標識の設置及び市長への報告については、まちづくり条例第40条第1項の規定による標識の設置及び同条第2項の規定による市長への届出の例による。

(近隣関係住民等への周知)

第6条 事業者は、前条第1項の標識を設置したときは、当該標識設置日から10日以内に、近隣関係住民等に対し、葬祭場の設置計画の内容を説明会、戸別訪問等の方法により周知するとともに、近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。

2 事業者は、近隣関係住民等から説明会の開催を求められたときは、説明会をするよう努めなければならない。

3 事業者は、前2項の規定により説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、当該説明会の開催を予定する日の1週間前までに、これらを近隣関係住民等に対して通知するものとする。

4 事業者は、第1項又は第2項の規定により葬祭場の設置計画の内容を周知したときは、その状況について、速やかに住民説明会等報告書（様式第4号）により市長に報告するものとする。

(近隣関係住民等との協定)

第7条 事業者は、近隣関係住民等から協定の求めがあったときは、葬祭場の設置及び管理運営について、近隣関係住民等と誠意をもって協議を行い、協定の締結に努め、当該協定に従って当該葬祭場の設置及び管理運営を行うものとする。

(協議内容確認書の提出)

第8条 事業者は、前条に規定する協定の締結に係る協議が終了したときは、速やかに協議内容確認書(様式第5号)を作成し、市長へ提出するものとする。

(葬祭場の設置の際の遵守事項)

第9条 事業者は、葬祭場の設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。

- (1) 葬祭場の敷地は、幅員6メートル以上の道路に接すること。
- (2) 自動車駐車場の駐車台数は、葬祭場の規模等に応じ適切な台数を、当該葬祭場と同一の敷地内又は隣接地に確保すること。
- (3) 霊きゅう車、マイクロバスその他の葬儀の用に供する車両の発着場所が葬祭場の敷地内にあること。
- (4) 葬祭場の形態、意匠又は色彩は、周辺地域の風致又は景観との調和に十分に配慮したものであること。
- (5) 敷地内は、可能な限り緑化に努めること。

(葬祭場の管理運営の際の遵守事項)

第10条 事業者は、葬祭場の管理運営に当たっては、次に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。

- (1) 花輪及び供花は、道路に面して設置しないこと。
- (2) 出棺その他の儀式は、葬祭場の敷地内で行うこと。
- (3) 葬儀に参列する者の混雑が予想される場合は、掲示による案内、整理員の配置等適切な措置を講ずること。
- (4) 葬祭場の管理運営に伴い発生する音及び臭いについては、防音及び防臭に配慮すること。
- (5) 葬祭場周辺の道路の状況により自動車交通の渋滞が予想される場合は、葬儀に参列する者に対し、自動車による来場を自粛するよう呼びかけるとともに、交通事故の防止に努めること。
- (6) 葬祭場の施設又はその周囲に周辺地域の景観を損ねるような広告物を掲示しないこと。

- (7) 葬祭場が商店街に立地する場合は、会葬その他を行う際、周辺の営業活動に配慮すること。
- (8) 葬祭場の管理運営は適切に行うとともに、近隣関係住民等から当該葬祭場の管理運営についての苦情があったときは、迅速かつ適切に対応することができる体制を整えること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、葬祭場の管理運営が近隣関係住民等の生活環境に及ぼす影響が特に大きいときは、近隣関係住民等と十分に協議し、必要な措置を講ずる等適切な対応を図ること。

(葬祭場の設置計画の変更)

第11条 事業者は、葬祭場の設置計画を変更しようとするときは、あらかじめ市長と協議するものとする。ただし、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である変更については、この限りでない。

(工事着手、用途変更及び営業開始の届出)

第12条 事業者は、葬祭場の設置に関する工事に着手しようとするときは、あらかじめ工事着手届（様式第6号）を市長に提出するものとする。ただし、既存の建築物の用途を葬祭場に変更しようとするときは、用途変更届（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 事業者は、葬祭場の営業を開始したときは、遅滞なく営業開始届（様式第8号）を市長に提出するものとする。

(事業者の承継)

第13条 第4条第2項の協定を締結した事業者の相続人その他の一般承継人は、当該協定を締結した事業者の地位を承継する。

2 第4条第2項の協定を締結した事業者から当該協定に係る葬祭場を譲り受けた者又は業務を引き継いだ者は、当該協定を締結した事業者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第7条の協定を締結した事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、承継届出書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

(勧告)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第4条第1項の規定による協議を行わずに葬祭場の設置をした事業者
- (2) 第4条第1項の規定による協議に関する書類に虚偽の記載をすることその他不正の行為によって同条第2項の協定を締結した事業者

(3) 第4条第2項の協定の内容と異なる内容の葬祭場の設置又は管理運営をした事業者

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、葬祭場の設置及び管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に葬祭場の設置（既に工事又は用途の変更に着手したものを除く。）を行うものについて適用する。